

## 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

☆国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて老齢基礎年金の金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であればこれらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

### 追納に関する注意事項

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。  
例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります。
- ②老齢基礎年金を受給されている人は、追納できません。
- ③追納は免除を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④追納するためには、申し込みが必要です。  
「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へ提出ください。（郵送による提出も可能です）

問合せ先 日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311  
役場税務住民課 ☎75-4118

## 3月1日～7日は「子ども予防接種週間」です

### なぜ予防接種が必要な？

妊娠中にお母さんからお子さんへプレゼントされた病気に対する抵抗力（免疫）は、一定期間を過ぎると徐々に失われます。お子さん自身で病気に対する免疫をつくる手助けをするのが予防接種です。予防接種がない時代は、毎年多くのお子さんが感染症で命を落としていました。

予防接種は、お子さんひとり一人が病気にかかることを防ぎ、かかっても症状が重くならないことを目的としています。また、社会全体を感染症から守ることも予防接種の目的のひとつです。

### 定期予防接種について

予防接種法によって対象となる疾病、対象者、接種期間等が定められたものを「定期予防接種」といいます。16歳未満のお子さんの保護者は、お子さんが定期予防接種を受けることができるよう努めなければならない、と法に明記されています。

本町では、定期予防接種を無料で行っており、該当となるお子さんには接種券を配布しています。4月からの入園・入学に備え、予防接種の受け忘れがないかこの機会に再度確認をお願いします。

接種の際は、事前に医療機関に予約し、当日は接種券、予診票、母子健康手帳を持参しましょう。なお、各予防接種は無料で接種できる期間が決まっています。期間内に接種できるよう、接種券、文書等で接種スケジュールを確認ください。

※日本脳炎は、平成19年4月1日以前生まれで1期及び2期の接種が完了していない人は、20歳になるまで無料で接種できます。

※子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の機会を逃した人（平成9年4月2日～平成18年4月1日に生まれた女性）も令和7年3月31日までは無料で接種できます。

問合せ先 保健センター福祉課 保健師 ☎75-4101